

令和3年度愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金事務処理要領

1 制度の概要について

本事業は、平成26年4月1日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）」が施行されることに併せて、平成26年度から開始された補助事業であり、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とし、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、支援を行う制度である。

(1) 給付金対象者

私立高等学校等又は私立高等学校等専攻科に在学する生徒等（高校生等）の保護者等であって、県内に住所を有し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である者。

この給付金は、高校生等の保護者等で支給要件を満たしている場合には、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっている。

① 私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち私立学校又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定。以下「専攻科修学支援要綱」という。）第1条に規定する高等学校等専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。）のうち私立学校専攻科（対象となる学校種）

○高等学校等

私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年～第3学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの。

※ 対象となる国家資格者養成施設

- ・理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- ・准看護師養成所
- ・調理師養成施設
- ・製菓衛生師養成施設

○高等学校等専攻科

私立の高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの。

- ・大学への編入学基準を満たす課程を有するもの
- ・国家資格者養成課程を有するもの

② 保護者等

法第3条第2項第3号、同法施行令第1条第1項、同法施行規則第2条第2項に規定する保護者等又は専攻科修学支援要綱第3条第1項第4号に規定する保護者等とする。

③ 高校生等

ア 法第3条に規定する高等学校就学支援金の支給を受ける資格を有する者若しくは高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援交付要綱（平成26年4月1日 文部科学大臣決定））第3条に規定する補助の対象者と認められる者又は専攻科修学支援要綱第3条の補助の対象者と認められる者

イ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日 厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であつて、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として支給の対象としない。

ウ 県内に住所を有する高校生等であれば、外国籍の者も支給の対象とする。

エ 高校生等が、国内の私立高等学校等又は私立高等学校等専攻科に在学しながら海外に留学している者（休学による留学を除く。）や海外から国内の広域通信制高等学校等の授業を受けている者であるときについても、住民票を元の住所に維持するなど、国内に住所を有していると認められる場合には支給の対象とする。

ただし、住民票により国内に住所を有していることの確認が困難な者については、国内に本籍地を有していることが確認できれば、支給の対象とする。

オ 高校生等が、高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了した者については支給の対象としない。

カ 高校生等が、高等学校等に在学した期間（月の初日に在学した月を1月として計算）が通算して36月（3年制か4年制かにかかわらず、高等学校・中等教育学校の定時制・通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）を超える者であるときは、支給の対象としない。ただし、学び直し支援金の支給対象者はこの限りではない。また、高等学校等専攻科に在学した期間（月の初日に在学した月を1月として計算）が通算して24月（修業年限が1年の場合は12月）を超える者であるときは支給の対象としない。

キ 高校生等が、聴講生や科目履修生の場合は支給の対象としない。

④ 県内に住所を有する者

ア 本補助金においては、保護者等が県内に住所を有していることを要件とする。

イ 単身赴任の場合などは保護者等が県内を生活の本拠と考えている場合は支援対象となるが、海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合には支給対象外とする。

⑤ 平成 26 年 4 月 1 日以降に対象となる高等学校等又は高等学校等専攻科に入学した者

- ア 本補助金においては、平成 26 年度以降、対象となる高等学校等に入学した者若しくは高等学校等の第 1 学年から第 3 学年に転入学した者(中等教育学校の後期課程に進級し、又は編入学した者を含む。)又は高等学校等専攻科に入学した者若しくは高等学校等専攻科の第 1 学年から第 2 学年に転入学した者(編入学者も含む。)を支給対象とし、平成 25 年度以前に入学した者又は新たに定時制・通信制課程の第 4 学年に転学等をした者は支給対象外とする。
- イ 単位制の高等学校等においては、修得単位数により第 1 学年から第 3 学年相当と判断した場合には支給対象とする。

⑥ 基準日における在籍状況

- ア 本補助金の給付は、原則として 7 月 1 日現在の在籍状況により確認する。
- イ 秋入学など 7 月以降に入学することが定められている者については、入学年に限り、入学日の状況により確認する。
- ウ 本年 4 月に入学した高校生等のうち、4 月分から 6 月分の給付金相当額の前倒し給付(早期給付)を受けようとする者については、4 月 1 日現在の在籍状況により確認する。
- エ 7 月以降に家計が急変した世帯の高校生等については、原則として申請のあった日の翌月初日(その日が月の初日である場合は、その日)現在の在籍状況により確認する。
- オ 基準日において休学している者は支給対象外とする。

(2) 世帯区分に応じた支給額

① 生活保護受給世帯(高等学校等専攻科に通う生徒を除く。)

基準日現在、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 36 条の規定による生業扶助が措置されている世帯

私立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	年額 52,600 円
----------------------	-------------

生活保護受給世帯への給付金について、福祉事務所において就学のために必要と認められる額については、生活保護における収入認定から除外することとなっている。

受給者に対しては、給付金を、生活保護における生業扶助(高等学校等就学費)で給付される経費と重複しない教育費として計画的に活用するよう、十分に周知すること。

個別の生活保護受給世帯への給付金の取扱については、その活用方法等を担当の福祉事務所等とも相談するよう周知すること。

(奨学のための給付金として利用できる教育費の事例)

- 修学旅行費、修学旅行積立費
- クラブ活動費(生活保護で支給される学習支援費を超過する分)
- 学習塾費 等

② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

(ア) 通信制以外の高等学校等に通う高校生等

※ (エ) のケースを除く。

私立の通信制以外の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	年額 129,600 円
----------------------------	--------------

(イ) 通信制の高等学校等に通う高校生等

私立の通信制の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	年額 50,100 円
--------------------------	-------------

(ウ) 高等学校等専攻科に通う高校生等

私立の高等学校等専攻科に通う高校生等のいる世帯	年額 50,100 円
-------------------------	-------------

(エ) 基準日現在、15 歳以上（中学生を除く）23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等であって、通信制以外の高等学校等に通う 2 人目以降の高校生等

私立の通信制以外の高等学校等に通う高校生等のいる世帯	年額 150,000 円
----------------------------	--------------

※ 双子等、通信制以外の高等学校等に通う複数の高校生等がいる場合は、1 人目が (ア) の給付額、2 人目が (エ) の給付額となる。

(オ) 通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等については全て②(イ)、高等学校等専攻科に通う生徒については全て②(ウ)の給付額を用い、その他の通信制以外の高校生等については第 1 子、第 2 子以降に関係なく全て②(エ)の給付額を用いる。

③ 新入生に対する 4～6 月分相当額の前倒し給付(早期給付)を受ける場合の給付額

前倒し給付(早期給付)については、4月1日現在の状況に応じて、4月分から6月分相当額として、①又は②の給付額の1/4を給付することとする。その上で、7月分から3月分相当額については、7月1日現在の状況に基づき判定した①又は②の給付額(年額)から前倒し給付額を差し引いた額を給付することとする。ただし、前倒し給付額が7月1日現在の状況に応じた①又は②の給付額(年額)を上回る場合は、前倒し給付額を年額とする。

④ 家計急変世帯に対する給付額

- ・ 6月30日までに家計が急変した者は、②の給付額（年額）
- ・ 7月1日以降に家計が急変した者は、②の給付額について、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額

（例）家計急変の申請書を提出した日：9月15日

10月分から翌年3月分（6か月分）を給付することとする。

※新入生で前倒し給付を受けた場合は③と同様

【国公立とは】

- ①国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）の設置する高等学校等及び高等学校等専攻科
- ②独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
- ③地方公共団体の設置する専修学校

【私立とは】

上記以外の者が設置する高等学校等及び高等学校等専攻科

（3）世帯状況の確認方法

① 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の確認方法

所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断する。ただし、家計急変世帯については、別添「奨学のための給付金（家計急変世帯への支援）について」の確認方法により非課税世帯相当と認められるかを判断する。

保護者等の <u>道府県民税所得割額</u> 及び <u>市町村民税所得割額</u>	0円（非課税）
---	---------

※実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が1～99円となることはない。この場合、市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても対象となる。

なお、非課税世帯であることが支給要件となることから、保護者等全員が記載された住民票（単身赴任者分を含む）により、世帯状況の確認を行うものとする。

ただし、申請者に扶養されている15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が、住所を申請者と別に行っている場合は、当該兄弟姉妹の住民票は提出不要とする。

【道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯であることを証明する書類】

- ア 市町村民税・県民税課税（所得）証明書〔コピー可〕
- イ 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）〔コピー可〕
 - ・給与所得者（主にサラリーマン）で、勤務先以外からの収入がない場合は、市町村が発行し毎年6月頃に勤務先から配布される。（コピーの場合は通知書の一部だけではなく全部の写し）
- ウ 市町村民税・県民税納税通知書〔コピー可〕
 - ・自営業など個人事業者の場合は、毎年6月頃に市町村から発行される。（氏名・住所、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額、所得控除の内訳が記載されたページの写し）
- エ 個人番号を確認できる書類
 - ・マイナンバーカード
 - ・通知カード（ただし、名前、住所等記載内容に変更がない場合に限る）

② 生業扶助の措置状況の確認方法

生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第4号）により確認する。

ただし、従来の「生活保護受給証明書」により、「生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況」が確認できる場合は、代用を「可」とする。

なお、生活保護受給世帯であることが支給要件となることから、申請者が記載された住民票で世帯状況の確認を行うものとする（単身赴任者分は不要）。

③ 15歳以上23歳未満の扶養者の確認方法

健康保険証等により確認する。

なお、国民健康保険証等の扶養状況が確認できない書類の場合は、申請者からの扶養申立書（様式第3号）により確認する（国民健康保険証等と併せて確認が必要）

※国民健康保険のみでは、扶養の実態にかかわらず世帯主が表示されることから、扶養者を確認することが困難である。

（4）給付回数

給付の回数は、高校生等一人につき年1回、通算で3回（定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、基準日において学び直し支援金交付要綱に基づき、在籍する高等学校等の所在地の都道府県において学び直し支援金を受けている場合は、この回数に加えて1回（定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）、給付することができる。

専攻科生は、一人につき年1回、通算2回（当該専攻科生の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限とする。

なお、本補助金は、年度当初に必要な経費を支援することを目的としているため、基準日現在の状況で確認を行い、その後の世帯状況等の変化、生徒の休学、退学などの場合にも追求・返還命令（要綱第8条の規定による場合（虚偽の申請等）を除く）等を行わない。

(5) 授業料以外の教育費との相殺

本給付金は原則申請者の指定した口座に振込むこととするが、県内に設置されている高等学校等に在籍する生徒の保護者は、学校長へ委任状（様式第6号）を提出し、学校長が認めた場合には、保護者等が負担する授業料以外の教育費と相殺を行うことも可能である。本委任状を提出した場合、給付金は学校徴収金に充てられ、申請者（保護者等）の口座には振り込まれない。

なお、本給付金は令和3年度の教育費として給付されるものであるため、学校長名義の口座で給付金を預かる場合は、令和4年3月31日限りとし、翌年度に繰り越すことのないよう注意すること。

2 県・学校における事務

(1) 受給資格の審査・認定

学校は、申請者が在籍する生徒の保護者等の場合で、7月1日を基準日(※1)とする申請については、給付金受給申請書(様式第1号の1(※2))と併せて、

- ① 申請者の属する世帯の住民票(続柄記載、基準日(※1)(7/1)以降に発行したもの)
- ② 保護者等全員の個人番号を記載した書類又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類(個人番号を記載した書類は「個人番号カード(写)等貼付台紙」に貼付すること)。
※就学支援金又は学び直し支援金の申請時に、個人番号を確認できる書類及び個人番号利用目的同意書(就学支援金、学び直し支援金及び奨学のための給付金に限り個人番号を使用する旨記載)を提出済みである場合は提出不要。
ただし、無職無収入の控除対象配偶者の方は、個人番号では課税額を照会できないため、市町村民税・県民税課税(所得)証明書の提出が必要。
- ③ 保護者等が15歳以上23歳未満の子を扶養している事実を確認できる書類(健康保険証の写し等)。ただし、国民健康保険証等の扶養状況を確認できない書類の場合は、申請者からの扶養申立書(様式第3号)と併せて確認が必要)
- ④ 申請者名義の通帳の写し(預金種別、金融機関名、支店名、口座番号、名義人(カナ表示)が印字された部分)を添付。ただし、委任状(様式第6号)の提出があった場合は、この限りではない。
- ⑤ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が行われている世帯は、基準日現在の生業扶助の措置状況を証明する書類(基準日(※1)(7/1)以降の証明を受けた様式第4号又は生業扶助の措置状況を確認できる生活保護受給証明書)

を取りまとめ、必要書類・支給要件等を確認し、支給申請者一覧(様式第7号)及び個人対象要件証明書(専攻科のみ)を作成の上、申請書類と併せて県へ提出する。

※1：前倒し給付(早期給付)は、4月1日

※2：前倒し給付(早期給付)は、様式第1号の3

また、家計が急変したことにより世帯収入が減少し道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯に相当することとなった世帯の保護者等の場合、給付金受給申請書(様式第1号の2)と併せて、

- ① 申請者の属する世帯の住民票(続柄記載、家計急変日以降に発行したもの)
- ② 県外の高等学校等に在学する高校生等については在学証明書(様式第2号)
- ③ 保護者等の収入が減少した事由を記載した書類
- ④ 保護者等の収入が減少する前の保護者等の収入を証する書類
- ⑤ 家計急変により保護者等の収入が減少して、当該保護者等の世帯が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割の非課税である世帯に相当することを証する書類
- ⑥ 保護者等の扶養親族の人数及び年齢を確認することができる書類(国民健康保険証等の扶養状況を確認できない書類の場合は、申請者からの扶養申立書(様式第3号)と併せて確認が必要)

- ⑦ 口座振替申込書兼債権者登録（変更）票
- ⑧ 申請者名義の通帳の写し（預金種別、金融機関名、支店名、口座番号、名義人（カナ表示）が印字された部分）を添付。ただし、委任状（様式第6号）の提出があった場合は、この限りではない。

を取りまとめ、必要書類・支給要件等を確認し、支給申請者一覧（様式第7号）及び個人対象要件証明書（専攻科のみ）を作成の上、申請書類と併せて県へ提出する。

県は、学校から提出された支給申請者一覧等に基づき支給資格の認定又は不認定を決定し、様式第8号により学校へ通知する。

結果通知を受けた学校は、その結果を様式第9号又は様式第10号により申請者に通知する。

※県外に設置されている高等学校等に在籍する高校生等の保護者等への通知

様式第11号又は12号により県から申請者に直接通知する。

（2）保護者等の所得確認

所得確認は、給付金受給申請書に添付された保護者等全員の課税証明書等又は個人番号の利用による情報提供ネットワークを使用した情報連携により行う。なお、所得確認事務については、他の事務と同様、プライバシーに配慮した方法によること。

（留意事項）

ア 所得確認は、原則、所得の有無にかかわらず保護者等全員についての課税証明書等により行う必要がある。（保護者のうち片方が控除対象扶養者であれば、ほとんどの場合、収入が100万円以下となるため地方税法の規定により道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税となるが、控除対象配偶者であっても、収入が100万円を超える場合には、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が課されることとなる。）

イ 所得について判断する基準となる保護者等は、生徒の親権を行う者であり、実質的な監護関係によって判断するものではない。ただし、親権者が、エに掲げる理由に該当するなど、生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者である場合には、その者は保護者等には含まれない。

なお、保護者が未成年後見人の場合であって、その未成年後見人が生徒の扶養義務（民法に定めるものをいう）を負わない者であるときは、生徒の「就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者等」に該当すると考えることができる。

ウ 生徒に保護者がいない場合には、所得について判断する基準となる保護者等は、生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者、保護者又は主たる生計維持者がいない場合は生徒本人となる。

なお、成人には親権者がいないため、成年に達した生徒の場合には「受給権者に保護者がいない場合」にあたる（未成年者であっても婚姻した場合は成年に達したものとして取り扱う。）。ただし、高等学校等専攻科に通う生徒については、大多数が在学中に成年に達するため、成年に達する日の前後において判定における取扱いが変更

とならないよう、「主たる生計維持者」を「成年に達する日以前の日において生徒の保護者であった者」（生徒の父母であれば、その両名）を指すものとして取り扱う。

生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられている概念と同等の者であるので、簡便な確認手段として、例えば健康保険証を確認すること等によることが考えられる。

- エ ドメスティックバイオレンス（DV）や児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、やむを得ない理由により保護者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、当該事情を明らかにした上で、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。
- オ 保護者が両親でない者の場合には、当該保護者等の所得割額をもって判断する。ただし、以下の者が保護者である場合には、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得により判断する。
- a 児童福祉法第 33 条の 2 第 1 項、第 33 条の 8 第 2 項又は第 47 条第 2 項の規定により親権を行う児童相談所長
 - b 児童福祉法第 47 条第 1 項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - c 法人である未成年後見人
 - d 民法第 857 条の 2 第 2 項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- カ 生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）において養育を受ける場合には、生徒本人の税額により判断する。
- ただし、親権者（生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く）がいる場合又は里親が未成年後見人（扶養義務のある者に限る）に選任されている場合は、当該親権者又は里親の税額により判断する。
- キ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認すべき者が生徒本人（未成年である者に限る。）であり、税の申告を行っていないため当該生徒の課税証明書等が提出できない場合は、当該生徒の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることが明らかであることを確認した上で、課税証明書等の添付を要しないこととすることができる。
- ク 生徒本人や保護者以外の家族に所得がある場合であっても、本人や保護者以外の家族の所得は合算しない。
- ケ 所得要件の確認を行う保護者等は、基準日現在の保護者等となる。その後、所得状況や世帯状況に変更があっても変更等の手続きは要しない。ただし、家計急変世帯においては申請後に家計状況の変化があれば速やかに申告することとする。
- コ 保護者が一人の場合（死亡、離婚等）や保護者の所得に関する書類を添付することができない場合等については、就学支援金受給関係書類との整合性の確認を行う。
- サ 高校生等の保護者等が税の申告を行っていないため道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、所得確認ができないため、認定申請及び収入状況届出の要件を満たしておらず、対象とならない。この場合においては、税の申告を行った上で課税証明書等を取得し、提出させる（上記クの道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認すべき者が未成年の生徒本人である場合は除く）。

【様式】

様式第1号 給付金受給申請書

様式第2号 在学証明書

様式第3号 扶養申立書

様式第4号 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

様式第5号 個人対象要件証明書（高等学校等専攻科生のみ）

様式第6号 委任状

様式第7号 高等学校等奨学のための給付金受給申請者一覧

様式第8号 支給決定通知書（県→学校）

様式第9号 支給決定通知書（学校→申請者）

様式第10号 不支給決定通知書（学校→申請者）

様式第11号 支給決定通知書（県→申請者）

様式第12号 不支給決定通知書（県→申請者）

※様式第1号～第6号：要綱様式

※様式第7号～第12号：要領様式